明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○道路交通法施行令の一部を改正する政令（二四八）　二
○令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（二四九）　三
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行期日を定める政令（二五〇）　四
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令（二五一）　五
○自然環境保全法施行令の一部を改正する政令（二五二）
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（二五三）

〔府　令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六七）

〔府令・省令〕
○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通四）　六
○自然環境保全法第六十条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令の一部を改正する命令（同五）　三

〔省　令〕
○船員保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇五）　三
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令（経済産業四八）　七
○自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令（環境二三）　三五

〔告　示〕
○交通の方法に関する教則の一部を改正する件（国家公安委三〇）　三五
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学九六）　三六
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（厚生労働二四九）　三〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三四
特殊法人等
令和五年度警察共済組合決算の要旨、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構令和五事業年度財務諸表、日本税理士会連合会令和五年度の決算、地方職員共済組合役員の異動関係　四〇
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　七〇
会社その他
会社決算公告　七二

本号で公布された法令のあらまし

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第二四八号）（警察庁）

1　横断歩道等の設置方法に係る規定の整備

都道府県公安委員会が横断歩道又は自転車横断帯を設ける場合において、一定の要件に該当するときは、一部の道路標識を設置しないことができることとした。（第一条の二関係）

2　自動車の最高速度に係る規定の整備

㈠　自動車が一定の要件に該当する一般道路を通行する場合の最高速度を三〇キロメートル毎時とすることとした。（第一一条関係）

㈡　その他所要の規定を整備することとした。

3　施行期日等

㈠　所要の経過措置を設けることとした。

㈡　㈢を除き、この政令は、令和八年九月一日から施行することとした。

㈢　1については、公布の日から施行することとした。

◇令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第二四九号）（内閣府本府）

1　令和六年能登半島地震による激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和七年七月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二五〇号）（経済産業省）

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年八月五日とすることとした。